荷主認定－第３表　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

報告年度：　　年度

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量	t－CO2

２　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

３　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

上記１又は２の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項の請求に係るものであることの有無 （該当するものに○をすること）	１．有 ２．無	地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第１項の規定による提供の有無 （該当するものに○をすること）	１．有 ２．無

備　考

１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
３　報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。
４　報告書冒頭の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。
５　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
６　作成担当者連絡先の欄には、本報告書の作成を担当した者の氏名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記入すること。
７　第１表、付表１、付表２及び付表３の「自家輸送」とは自家用貨物自動車による貨物の輸送、「委託輸送」とは事業用貨物自動車による貨物の輸送をいう。また、第１表並びに付表１、付表２又は付表３の「エネルギー使用量」は、認定管理統括荷主にあっては、当該認定管理統括荷主及びその管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量とする。
８　第１表の識別の欄には、付表１、付表２及び付表３の識別の欄と共通の番号を記入すること。
９　第１表の区分の欄の（　）内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。
１０　第１表のエネルギー使用量の算定範囲について説明した資料を添付すること。この説明資料については図等を用いることとし、図等には識別番号を付すこと。
１１　第１表補足の欄には、エネルギー使用量の算定方法等を前年度から変更した場合に、その理由等を記入すること。
１２　付表１の「燃料法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。
１３　付表１の区分の貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下の欄の（　）内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。
１４　付表１の区分の揮発油及び軽油等の下の欄には、当該区分に掲げる燃料以外の燃料を使用した場合にその燃料の種類を（　）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
１５　付表１のエネルギー使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。
１６　付表１のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。
１７　付表１補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
１８　付表２の「燃費法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物を輸送させる距離を当該貨物を輸送した貨物自動車等の燃費で除して得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。
１９　付表２の区分の貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下の欄の（　）内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。
２０　付表２の区分の揮発油及び軽油等の下の欄には、当該区分に掲げる燃料以外の燃料を使用した場合にその燃料の種類を（　）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
２１　付表２の平均燃費の欄には、輸送距離（km）とエネルギー使用量（数値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{平均燃費} = \frac{\text{輸送距離（km）}}{\text{エネルギー使用量（数値）}}$$

２２　付表２のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。
２３　付表２補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
２４　付表３の「トンキロ法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物の重量に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られる量と当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量との関係を示す数式として適切と認められるものを用いて当該エネルギー使用量を算定し、当該貨物ごとに算定